

事業主・人事労務担当者のみなさまへ

# 働き方改革関連法の理解のための講習会

協会会員限定

主催：江南労働基準協会

TEL 0587-55-2341

FAX 0587-55-6125

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（働き方改革関連法）については、平成30年7月に公布され、昨年4月より順次施行されていますが、今回の講習会では、労働基準法、労働安全衛生法、雇用対策法（労働施策総合推進法）、パート法（短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律）の改正について、全体像を整理して解説します。

## 記

- 日時 令和2年4月10日（金）13時30分～16時00分
- 場所 江南市民文化会館 第2会議室
- 内容 ①長時間労働の是正 ②同一労働同一賃金 ③パワーハラスメント対策
- 定員 40名（定員になり次第締め切ります。）
- 会費 無料
- 講師 江南労働基準協会 専務理事 大島 康雄  
元労働基準監督官 社会保険労務士（未登録）
- 申込方法 所定の申込書を4月8日（水）までに当協会までFAXでお申し込みください。  
受講票は発行しませんが、定員を超えた場合のみ連絡します。
- 注意事項  
(1) 講習当日は、筆記具を必ずご持参ください。  
(2) コロナウイルス感染症の感染拡大次第では、講習会を中止する場合があります。

切り取らずこのままFAXしてください。

申込日 年 月 日

受講者氏名	連絡先 FAX 番号	協会記入欄
役職名		
役職名		

勤務先

事業所名	
------	--

江南労働基準協会 長 殿

※この申込書の個人情報は、申込みされた講習の受講資料として使用し、受講者の同意なく目的外に利用はいたしません。